

～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

- 兵庫県協カスキームの協力施設等を募集しています！
- 協力施設等への支援を拡充します！ 支援項目New参照



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 現在、約100の施設等が協力施設等として登録されています。引き続き募集を継続していますので、是非応募を御検討ください。(連絡先:兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 メール:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

支援項目		県の支援内容
	※NEWが拡充項目 □ 衛生資材の供給	□ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
	□ 旅費の負担	□ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
	□ 損害保険料の負担	□ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
NEW	□ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担	□ 協力施設等が応援職員を派遣するに <u>当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。</u>
NEW	□ 協力施設等の職員が衛生資材を使用するための研修	□ 介護職員向けの衛生資材の使い方等の研修を実施する際には、 <u>協力施設等の職員が優先的に研修を受けられるよう支援します。</u>
	□ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担	□ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。

※ 応援終了後、自己負担等が発生する形でPCR検査を受ける場合等、必要な検査費用についても支援します。個別に御相談ください。

(注)このほか、協力施設等への応募は、介護施設等の職員に対する慰労金の対象事業所に該当することを確認するための項目の1つとなっています。